

妊娠30週3日子宮内胎児死亡事例について

当院にて、妊娠30週3日子宮内胎児死亡事例が発生しました。この事例は「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」に当たることから、医療法に基づいた医療事故調査制度の対象であると管理者が組織として判断しました。ご家族への説明後、医療事故調査・支援センターへ報告するとともに、直ちに院内事故調査委員会を立ち上げ詳細に検討を重ね、作成した報告書をセンターへ提出しました。

また当院では「船橋市立医療センターにおける医療上の事故等の公表基準」の中で、公表することの社会的意義が大きい場合については、院長の判断で事故の概要および再発防止策等をホームページに掲載すると定めています。この事例における原因の究明および再発防止策を公表することは、医療安全管理の徹底、他の医療機関も含め類似事例の再発防止に資するとともに、当院の提供する医療の透明性を高め、市民からの信頼を得る目的にかなうとの院長の判断から、個人情報保護に充分配慮して改訂した①「医療事故調査報告書」をここに掲載します。

なお、報告書について、②「患者および家族の意見」が書面にて提出されましたので併載します。

さらにこの度医療事故調査・支援センターによるセンター調査が完了し、「医療事故調査・支援センター調査報告書（C-0075）」が交付されましたので、個人情報保護に充分配慮して改訂した③「医療事故調査・支援センター調査報告書（C-0075）」を併せ掲載します。当院は、相互信頼の医療という理念のもと、常に安全で透明な医療を提供することを心掛けてまいりました。今後も医療安全管理を徹底すると共に、今回の様な事例を公表し、報告書に記載の再発防止策を確実に実行していくことで、医療の透明性を高め、皆様に信頼される病院を目指して努力していく所存であります。

【問い合わせ先】

船橋市立医療センター総務課
電話番号 047-438-3321(代表)